

平成30年度「福祉の職場体験事業」実施要項

1 目的

福祉の仕事に関心を有する学生、また、資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等に対して、職場体験を行う機会を提供することにより、福祉の現場で、業務内容や職場の雰囲気を実際に体験することができる環境をつくり、福祉の仕事の大切さと魅力を伝え、将来にわたる福祉職場への円滑な人材の参入及び就業を促進することを目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会（県社協）、熊本県

3 対象

福祉の仕事に関心を有する方(小学生以上)、福祉・介護の仕事への就職を希望する方。

4 実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月1日までとします。（申込締切：平成31年2月22日）

※応募状況及び予算の状況により、期間内であっても締め切る場合があります。

5 実施条件

(1) 社会福祉事業所（以下、「事業所」という）

ア 1回の受入期間は、参加者、社会福祉事業所双方の都合により1～10日とします。

イ 1日の体験は、6時間以上8時間までとします。

※他の事業や制度により体験が実施されている場合には、本事業の対象になりません。

(ナイストライ、サマースクール、ワークキャンプ等)

ウ 参加者に対して、昼食を提供します。

(2) 職場体験参加者

ア 参加者1人当たりの体験日数は、延べ10日以内とします。

イ 同一事業所での体験は、1人1回限りとします。

6 実施方法

(1) 申込み

ア 社会福祉事業所

[様式1 「福祉の職場体験事業」受入申込書]により、県社協に申し込みます。

イ 参加者

[様式2 「福祉の職場体験事業」参加申込書]により、県社協に申し込みます。

※受入事業所を通しての申込みもできます。その場合は、本人直筆で体験実施3日前までに提出してください。

(2) 受入れ（面接）調整

ア 県社協は、参加者が希望する事業所との協議を済ませたうえで、[様式3-①]により事業所に対し、受入れ（面接）依頼を行います。

イ 県社協の調整の結果、事業所が受け入れ可能な場合は、[様式3-② 「福祉の職場体験事業」体験希望者名簿]に必要事項を記入し、回答します。

(3) 受入れ決定

県社協は、受入れの日程等を決定し、[様式4]により参加者宛てに通知します。

(4) 職場体験の辞退並びに日程変更について

- ア 事業所は、特別な事情による日程の変更の希望がある場合、参加者と十分協議し、[様式5 「福祉の職場体験事業」変更届]により速やかに県社協に届けるものとします。
- イ 参加者は、特別な事情による辞退または日程の変更の希望がある場合、受入れ事業所と十分協議し、[様式6 「福祉の職場体験事業」体験辞退・変更届]により速やかに県社協に届けるものとします。

(5) 報告

事業所は、職場体験終了後、[様式7]により県社協宛に速やかに（体験終了後10日以内に）職場体験終了報告並びに経費請求を行うものとします。（[様式3-② 「福祉の職場体験事業」体験希望者名簿]、[様式8 「社協の職場体験事業」の受入れに関するアンケート]、[様式9 「福祉の職場体験事業」報告書]を添付）

※[様式9]については、本人から直接県社協宛に提出することも可とします。

(6) 紹介

- ア 職場体験終了後、体験参加者が事業所の求人へ応募する場合、体験参加者は県社協へ求職登録をするものとし、県社協は紹介状を発行するものとします。
- イ 事業所は採否決定後、県社協に対して結果を報告するものとします。

7 職場体験の費用

(1) 県社協は、職場体験終了後、6の(5)による報告が適当であると認めた場合は、当該事業所に対し、体験者1人1日あたり「体験受入費用」として3,000円、「昼食費用、送迎・交通費支給費用」として1,000円を合算して支給します。

なお、「昼食費用、送迎・交通費支給費用」については、参加者に昼食の提供又は食費の支援、送迎又は交通費の支給のいずれかが行われた場合に支給しますので、御留意のうえ請求してください。

(2) 事業所は、参加者に対して報酬を支給しません。

(3) 事業所は、参加者に、健康診断書の写し、消化器系感染症に対する検便結果報告書等の提出を求める事ができます。その費用は、受入費用から支払うものとします。

8 その他

(1) 参加者の昼食については、原則として事業所での提供をお願いします。また、交通手段について、できる範囲で送迎や交通費の支給を行うなど、参加者が体験に参加しやすいよう配慮をお願いします。

(2) 県社協は、この事業実施にあたり万一の事故に対応するため全国社会福祉協議会が契約する「ボランティア行事用保険」に加入し、その補償の範囲内で補償します。

※職場体験中の参加者のケガの補償、対人・対物の損害賠償（法律上の損害賠償責任を負う場合）のための保険ですが、補償の範囲など、詳細については、県社協に問い合わせてください。

(3) 個人情報の取扱い

- ア 県社協が取得した参加者の個人情報は、本体験の運営管理の目的にのみ利用します。
- イ 参加者は、職場体験中に知り得た情報は口外してはなりません。

9 問い合わせ先

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター（担当 小屋松）
電話 096-322-8077 FAX 096-324-5464

「職場体験」 受け入れて みませんか!



<平成30年度「福祉の職場体験事業」受入事業所募集中>

福祉の職場体験事業とは、介護・福祉の仕事に関心を持つ学生、また、資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等に対して、職場体験を通して業務内容や職場の雰囲気を知ってもらい、福祉職場への理解を深めてもらうための事業です。

職場体験受入費用の額

体験1人1日あたり「体験受入費用」として **3,000円**、「昼食費用、送迎・交通費支給費用」として **1,000円**を合算して支給します。

事前に申込が必要です。 **申込締切：平成31年2月22日(金)**

応募状況および予算の状況により、早期に申込受付を締め切る場合があります。

体験受入の流れ

- 1 添付の「様式1」に必要事項を記入し、提出（FAX）してください。**
様式はホームページからもダウンロードできます。
「熊本県社会福祉協議会」HP→「福祉人材・研修センター」→「イベント等のご案内」→「職場体験」
- 2 当センターが体験参加希望者と受入事業所の意向を調整し、双方合意のもとに職場体験を決定します。**
- 3 職場体験の実施**
事業所の計画に基づき、職場体験を実施します。
- 4 体験終了後、職場体験終了報告書兼請求書を当センターに提出してください。**
当センターは、報告を適当と認めた場合、職場体験受入費用を振り込みます。
- 5 紹介・面接**
・体験参加者や受入事業所が紹介・面接を希望した場合、当センターが連絡調整します。その際、体験参加者は当センターへ求職登録し、事業所は求人票を提出する必要があります。
面接を行った場合は、採否結果を当センターまで報告してください。



申込み・問合せ先



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 **福祉人材・研修センター**（担当：小屋松）
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F

TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

「福祉の職場体験事業」にかかる様式は、熊本県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます